令和６年度　いじめ対応フロー図　　（　益田清風　）高等学校

いじめ（と疑われる）事案の発生　（アンケート調査等を含む）

↓ 早期発見

生徒・教師・保護者・地域住民　等

↓ 通報　記録開始 5W1H

担任・学年・部活動顧問・教科担任・養護教諭・教育相談コーディネーター　等

↓ 全て報告

管理職
校長・教頭

← 全て報告

いじめ担当者
名前　打保　圭史
Tel (0576)52-1021

↓

いじめの認知
事実関係の把握
対応方針の決定
いじめの有無の判断
等

【いじめ対策連絡協議会】
（学校いじめ対策組織）［法 22 条］

管理職（校長・教頭）

生徒指導主事・関係学年主任・関係学級担任・教育相談コーディネーター・養護教諭

（必要に応じて）
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者　など

支援　全て報告

教育委員会
学校安全課

地域担当
生徒指導主事

連携

【関係機関】
・下呂警察署　生活安全課
Tel(0576)52-0110
・飛騨子ども相談センター
Tel(0577)32-0594
・法務局高山支局
Tel(0577)32-0915
・下呂市役所
Tel(0576)24-2222

↓

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議　】

事案内容を全教職員に報告、周知
指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
いじめ問題克服に向けて全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて、校内メールでの情報共有

↓

継続的な支援及び指導
いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言